

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方  
農地を借りたい（貸したい）方 は、まず農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などは、農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けなければ効力が生じませんのでご注意ください。また、仮登記をした場合も、許可を受けなければ所有権移転ができません。

農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

### □ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に利用して耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

□ 農地法第3条の許可事務の流れ

申請書の受付から許可（不許可）書の交付までの事務の標準処理期間は、4週間と定められています。ご相談から許可申請及び許可（不許可）書の交付までの流れは次のとおりです。

**申請者の方の手順**

申請についての相談

農業委員会事務局（渋川市役所第二庁舎）までお越しく下さい。住所：渋川市石原6番地1  
電話(ダイヤル)0279-22-2920

↓

申請書の記入  
(必要書類の入手)

申請内容に応じて申請書を記入してください。別添の添付書類一覧をご参照ください。なお、申請内容に応じて添付書類が異なります。

↓

申請書提出前の確認

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可まで時間を要したり、不許可になったりする場合があります。

↓

申請書の提出

受付期間内に農業委員会事務局（渋川市役所第二庁舎）までお越しく下さい。

※申請書の受付期間は、毎月11日～15日です。15日が休日の場合は、翌平日になります。

↓

許可(不許可)書受取り

農業委員会事務局（渋川市役所第二庁舎）までお越しく下さい。

**農業委員会の手順**

申請書の受付  
申請内容の審査

申請書の記載内容に漏れがないか、許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認します。また、現地調査を行います。

↓

農業委員会月次総会

許可・不許可についての農業委員会の意志決定を行います。

↓

許可(不許可)書作成